

# 鏡石町池ノ原町営墓地 使用者の手引き

## 1. 墓所の使用許可申請

墓所を使用するには、町健康環境課への申請と許可が必要です。

### 申請に必要な書類

必要書類（共通）	①墓所使用許可申請書（様式第1号） ②戸籍謄本の写し ③住民票謄本の写し
町外在住の方は追加で	④墓所使用者代理人選定届（様式第2号） ⑤代理人の戸籍謄本・住民票謄本の写し

### 町外在住の方の使用資格

以下のいずれかに該当する方は、町外在住でも申請できます。

- ・鏡石町に本籍がある方
- ・将来、鏡石町に居住を希望している方
- ・鏡石町に住所を有する方が死亡し、その祭祀を主宰する方が町外に住所を有する場合

### 使用場所の決定方法

- ・申請の際にご希望の区画をご記入いただき、書類審査の後決定いたします。

## 2. 使用許可書について

許可が下りると「墓所使用許可書（様式第3号）」が交付されます。大切に保管してください。

### 許可書が必要な場面

- ・焼骨を埋葬または改葬するとき
- ・墓碑・墓誌・置台・卒塔婆立てを新設または改修するとき
- ・使用権を承継するとき
- ・本籍・住所・氏名を変更したとき
- ・代理人を定めたとき・変更したとき

### 許可書を紛失・汚損した場合

墓所使用許可書再交付申請書（様式第4号）を町健康環境課に提出し、再交付を受けてください。

### 3. 墓碑等の設備について

墓所内に設置できる設備や工事には、定められたルールがあります。

#### 設置できる設備等

設置可能なもの	墓碑・墓誌・置台・卒塔婆立て（各1区画につき1基以内） ※形状やサイズ、配置の規定があります ※色は自由ですが、著しく景観を阻害する配色等は、ご遠慮いただく場合がございます。
設置できないもの	樹木の植栽は認められません
盛土について	縁石の高さを超えてはいけません
カロート	使用者で設置する必要があります。※規定なし
その他	墓所内のコンクリート打設、敷石、防草シート等の施工について制限を設けていません。

#### 工事を行う際の手続き

工事の着手前後に、それぞれ届出が必要です。

着手前	墓所内工事着手届（様式第6号）に使用許可書と工事設計図を添えて提出（設置前に現物が適合しているかも確認します）
完了後	墓所内工事完成届（様式第7号）に完成写真を添付し提出。（完成後確認適合しているか再度検査を行います）

※お彼岸（春・秋）、お盆期間中は、事故防止のため工事をご遠慮ください。

### 4. 埋蔵・改葬の手続き

埋蔵または改葬を行う際は、事前に町健康環境課への届出が必要です。

提出書類	埋蔵届（様式第8号）、墓所使用許可書（原本）
埋蔵の場合	火葬許可証を添付
改葬による埋蔵の場合	墓地所在地の市区町村長が発行した改葬許可証を添付

※ 使用許可書原本を提出し、所要事項の記載を受けてください。使用許可書原本はご返却いたしません。

※ 池ノ原町営墓地から他墓地への改葬する場合、町健康環境課で埋蔵証明書を発行しますのでご相談ください。改葬許可書は、改葬先への手続きなどを終えた後、町税務町民課で交付を受けてください。

### 5. 使用料・管理料について

墓地の使用は永代使用です。使用料・管理料は以下のとおりです。町から送付される納入通知書によりお支払いください。

1区画	使用料（町外は3割増）	管理料
	200,000円（260,000円）	30,000円

## 還付（返金）について

使用者が、使用許可を受けた日から3年以内に該当場所を使用する前に返還したときは、既納額の一部（80%）が還付されます。

申請は「墓所使用料・管理料還付請求書（様式第9号）」を提出してください。

※ 還付には期間を要します。

※ 経済情勢の変動等により、使用料・管理料が改定される場合があります。

## 6. 住所・氏名などを変更した場合

使用者・代理人が住所・本籍・氏名を変更した際は、速やかに届出てください。

提出書類	墓所使用者代理人住所等変更届（様式第5号）
添付書類	使用許可書、住民票等の必要書類

## 7. 使用権の承継（引き継ぎ）

使用者が亡くなった場合等、使用権を引き継ぐ際は届出が必要です。

提出書類	墓所使用権承継届（様式第11号）
添付書類	前使用者の使用許可書、承継原因を証明する書類（戸籍謄本・住民票謄本の写し）

※ 承継者が町外在住の場合は、町内在住の代理人の選定も必要です。

## 8. 墓所を返還する場合

使用墓所を返還する際は、使用許可書を添えて届出てください。

提出書類	墓所使用場所返還届（様式第10号）
添付書類	使用許可書

## 9. その他

- ・池ノ原町営墓地に水道はありませんが、隣接している牛池墓地の水道をお借りしておりますので、ご使用いただけます。
- ・ごみやお供え物などはそのままにせず、必ずお持ち帰りください。
- ・使用者は、許可された使用区画の除草、清掃等の適正な維持管理をお願いします
- ・遺品、副葬品等に関して制限は特に設けておりません。
- ・その他、ご不明な点等は担当課までお問い合わせください。

## 【手続き一覧表】

手続きの内容	提出書類（様式番号）	添付書類
墓所の使用申請	墓所使用許可申請書（様式第1号）	戸籍謄本・住民票謄本の写し
代理人の選定（町外在住の場合）	墓所使用者代理人選定届（様式第2号）	代理人の戸籍謄本・住民票謄本の写し
許可書の再交付	墓所使用許可書再交付申請書（様式第4号）	-
住所・氏名等の変更	墓所使用者代理人住所等変更届（様式第5号）	使用許可書・住民票等
工事着手	墓所内工事着手届（様式第6号）	使用許可書・工事設計図
工事完成	墓所内工事完成届（様式第7号）	完成写真
埋蔵・改葬	埋蔵届（様式第8号）	火葬許可証または改葬許可証
使用料等の還付	墓所使用料・管理料還付請求書（様式第9号）	-
墓所の返還	墓所使用場所返還届（様式第10号）	使用許可書
使用权の承継	墓所使用权承継届（様式第11号）	前使用者の使用許可書・戸籍謄本等

各様式は担当課窓口で取得するか、町HPからもダウンロード可能です。

お問い合わせ先

鏡石町健康環境課 環境グループ

〒969-0404 岩瀬郡鏡石町東町286番地

電話番号：0248-62-2115

ファックス：0248-62-6019

E-mail：[kenkokankyo@town.kagamiishi.lg.jp](mailto:kenkokankyo@town.kagamiishi.lg.jp)

## 鏡石町町営墓地条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、町民の福祉の増進を図るため、町が経営する墓地（以下「町営墓地」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (墓地の名称及び位置)

第2条 町営墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鏡石町池ノ原町営墓地

位置 鏡石町池ノ原37番地1

### (使用の許可)

第3条 町営墓地のあらかじめ区画された墓所（以下「墓所」という。）を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

### (使用の範囲)

第4条 墓所は、墓碑等の建設及び焼骨の埋蔵以外に使用してはならない。

### (使用の資格)

第5条 墓所を使用しようとする者は、町内に引き続き1年以上住所を有する者でなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、本町以外に住所を有する者についても使用を許可することができる。

### (代理人の選定及び届出等)

第6条 第3条第1項の許可を受けようとする者で本町以外に住所を有する者は、申請の際に、又は既に許可を受けた者で本町以外に住所を移動する者は、速やかに本町に居住する代理人を選定し、町長に届け出なければならない。

2 前項の代理人は、墓所の使用者（以下「使用者」という。）に代わってこの条例及びこの条例に基づく規則に定める一切の義務を負わなければならない。

### (墓所等)

第7条 使用を許可する墓所は規制区域とし、墓碑等の規格については規則で定める。

2 墓所1区画の面積は、3.68平方メートルとする。

3 墓所の使用は、1使用者につき1区画とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限)

第8条 町長は、墓所の管理上必要があると認めるときは、墓所の使用に関し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を行わせることができる。

2 町長は、使用者が前項の規定による措置を行わない場合は、これを行い、その費用を使用者から徴収する。

(使用料)

第9条 墓所の使用は永代使用とし、その使用料は1区画につき200,000円とする。

2 前項の使用料は、使用許可を受ける際に納入通知書により納入しなければならない。

3 本町以外に住所を有する者に使用を許可するときの使用料は、第1項の使用料の額に当該額の30パーセントの額を加算した額とする。

(管理料)

第10条 使用者は、町営墓地の管理（各自が使用している墓所を除く。）に要する経費として、1区画につき30,000円の永代管理料（以下「管理料」という。）を納入しなければならない。

2 前項の管理料は、使用許可を受ける際に納入通知書により納入しなければならない。

(使用料及び管理料の不還付)

第11条 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、使用者が使用許可を受けた日から3年以内に該当場所を使用する前に返還したときは、既に納めた使用料及び管理料の一部を返還する。

(使用墓所の変更措置)

第12条 町長は、町営墓地の管理上必要があるときは、使用者に対し、その使用墓所を変更させることができる。

2 町長は、前項の規定により使用墓所を変更させたときは、換地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損失を補償しなければならない。

(使用許可の取消し)

第13条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、墓所の使用許可を取り消すことができる。

(1) 許可を受けた使用目的以外に使用したとき。

(2) 使用権を譲渡し、又は使用墓所を転貸したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。

(使用墓所の返還)

第14条 使用者は、使用墓所が不用となったとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

2 町長は、使用者が前項本文の規定による義務を履行しないときは、これを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(使用権の承継)

第15条 使用者が死亡し、又はその他の理由により使用権を行使できなくなったときは、その承継人（親族又は縁故者で祭祀を主宰する者）は、速やかに町長に届け出なければならない。

(使用権の消滅)

第16条 使用者が死亡し、又は所在不明になって7年を経過し承継人がないときは、使用権は消滅する。

(無縁墓所への改葬)

第17条 町長は、前条の規定によりその使用権が消滅したときは、その墓碑等を一定の場所に改葬又は移転することができる。

(行為の禁止)

第18条 町営墓地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 町営墓地内の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙、若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があれば別に定める。

(損害賠償)

第19条 町営墓地の使用人等が故意又は過失により、町の施設又は他人の設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 鏡石町町営墓地条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、鏡石町町営墓地条例（令和7年鏡石町条例第30号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用許可の申請)

第2条 条例第3条の規定により、墓所の使用許可を受けようとする者は、墓所使用許可申請書（様式第1号）に戸籍謄本及び住民票謄本の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 本町以外に住所を有する者が、墓所の使用許可を受けようとするときは、前項の申請書に墓所使用者代理人選定届（様式第2号）及び当該代理人の戸籍謄本及び住民票謄本の写しを添えて町長に提出しなければならない。

### (使用許可書の交付)

第3条 町長は、墓所の使用を許可したときは、墓所使用許可書（様式第3号。以下「使用許可書」という。）を申請人に交付する。

### (使用許可書の再交付)

第4条 使用許可書を紛失又は汚損した者は、墓所使用許可書再交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

### (町外居住者の使用資格)

第5条 条例第5条ただし書に規定する町長が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本町に本籍がある場合
- (2) 将来、本町に居住を希望している場合
- (3) 本町に住所を有する者が死亡したとき、その祭祀を主宰する者が本町以外に住所を有する場合

### (墓所の位置決定)

第6条 墓所の使用場所は、第2条の申請受付順序により決定する。

2 前項の規定による墓所について、申請が競合した場合の順位は、抽選による。

### (住所等の変更届出)

第7条 使用者又は代理人が住所若しくは本籍又は氏名を変更したときは、墓所使用者代理人住所等変更届（様式第5号）に使用許可書及び住

民票等の必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(墓碑等の設備制限)

第8条 条例第7条の規定による墓所の設備は、次に定めるとおりとする。

- (1) 設置できる設備は、墓碑、墓誌、置台、卒塔婆立てに限るものとし、規格及び配置は別表のとおりとする。
- (2) 数は、それぞれ1区画1基以内とする。
- (3) 樹木の植栽は認めない。
- (4) 盛土等をするとき、縁石の高さを超えてはならない。

(墓碑等の工事手続き)

第9条 使用者は、墓所に墓碑等の設備を設置及び改修し、又は移転しようとするときは、墓所内工事着手届(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 使用許可書
- (2) 工事設計図

2 使用者は、前項の工事が完了したときは、速やかに墓所内工事完成届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(埋蔵及び改葬の手続き)

第10条 使用者が埋蔵又は改葬をする場合は、埋蔵届(様式第8号)を町長に届け出て使用許可書に所要事項の記載を受けなければならない。ただし、埋蔵については火葬許可証を、改葬による埋蔵については墓地所在地の市区町村長の許可証を添えなければならない。

(使用料及び管理料の改定)

第11条 町長は、条例第9条第1項及び第10条第1項に規定する使用料及び管理料について、経済情勢の変動その他必要があると認めるときは、使用料及び管理料を改定することができる。

(納入通知書)

第12条 条例第9条第2項及び第10条第2項に規定する納入通知書は、鏡石町財務規則(昭和58年鏡石町規則第3号)の定めるところによるものとする。

(使用料及び管理料の還付)

第13条 条例第11条ただし書の規定による使用料及び管理料の還付は、既納額の80パーセントとする。

2 前項の規定により使用料及び管理料の還付を請求しようとする者は、

墓所使用料・管理料還付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（使用墓所の返還手続き）

第14条 条例第14条の規定により使用墓所を返還しようとする者は、使用許可書を添えて墓所使用場所返還届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（使用権の承継手続き）

第15条 条例第15条の規定により使用墓所を承継しようとする者は、墓所使用権承継届（様式第11号）に前使用者の使用許可書及び承継原因を証明する書類に戸籍謄本及び住民票謄本の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 本町以外に住所を有する者が使用墓所を承継しようとするときは、前項の規定によるほか第2条第2項の規定を準用する。

（備付帳簿）

第16条 町長は、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- （1） 墓所使用者台帳（様式第12号）
- （2） 墓籍簿（様式第13号）

附 則

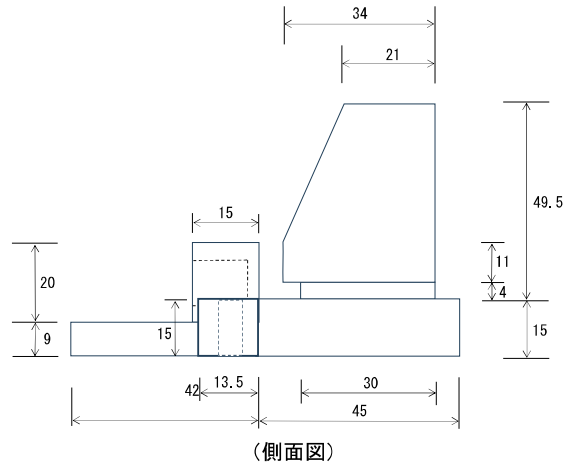
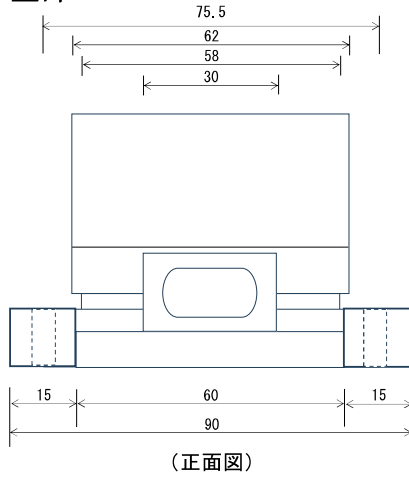
この規則は、公布の日から施行する。

別 表

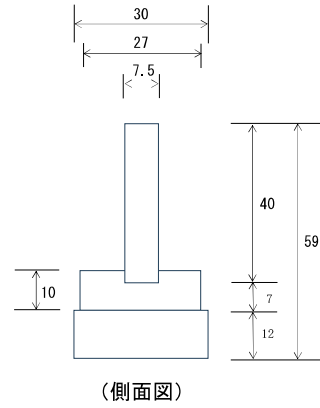
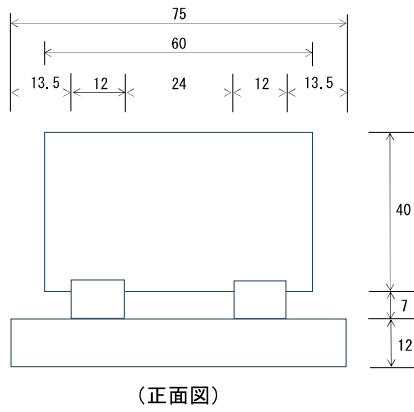
設置できる設備の規格及び配置

単位：センチメートル

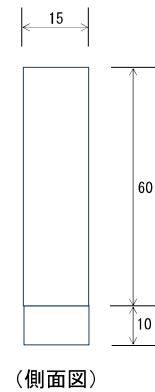
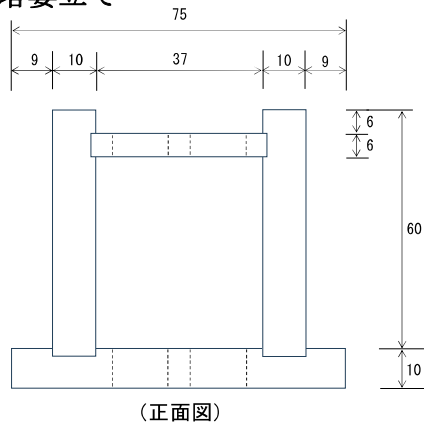
1. 墓碑



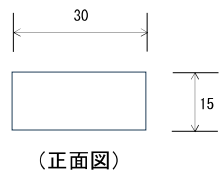
2. 墓誌



3. 卒塔婆立て

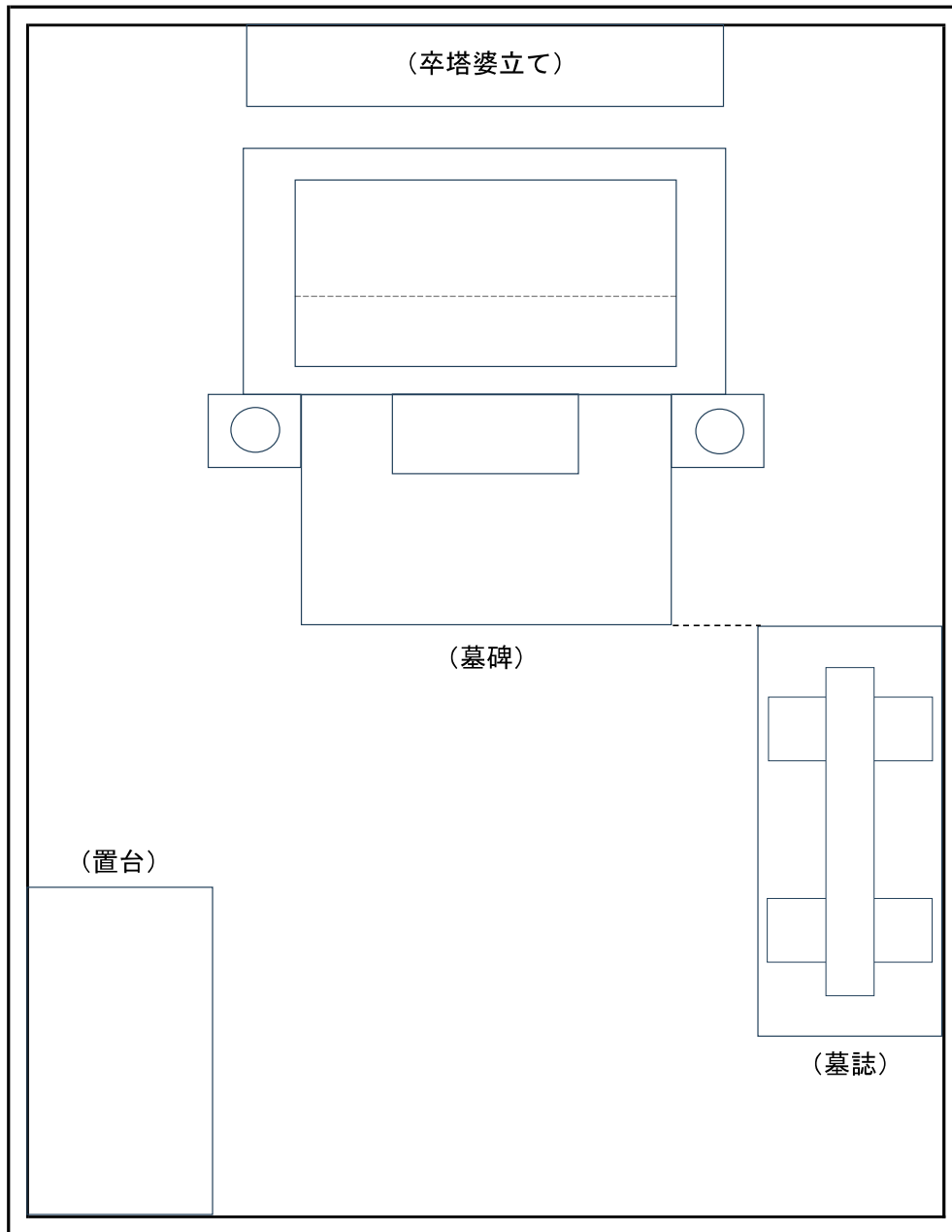


4. 置台



5. 配置

配置（平面図）



様式第1号（第2条関係）

## 墓所使用許可申請書

鏡石町長		年 月 日	
		申請人	本籍 住所 氏名
		代理人	本籍 住所 氏名
下記のとおり使用したいので申請します。			
使用場所	第 号 区画		
添付書類	戸籍謄本及び住民票謄本		
備 考			

様式第2号（第2条第2項関係）

## 墓所使用者代理人選定届

鏡石町長		年 月 日	
		申請人	本籍 住所 氏名
使用場所	第 号 区画		
代理人	本籍		
	住所		
	氏名	印	
申請人との関係			
添付書類	戸籍謄本及び住民票謄本		
備 考			

様式第3号（第3条関係）

## 墓所使用許可書

年 月 日

様

鏡石町長

次のとおり鏡石町池ノ原町営墓地の使用を許可する。

許 可	年 月 日	
	第 号	
使用者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
使用場所	第 号 区画	
使 用 料	円	
管 理 料	円	
代理人	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
備 考		

## 埋蔵（納骨）改葬事項

年月日	死亡者 氏 名	死亡者 生年月日	死 亡 年月日	使用者との 続 柄	埋蔵・改葬 の別	取扱者印
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		.	.			
		.	.			
		.	.			
		. .	. .			

1 使用者は次のような場合には、この許可書を町長に提出し、承認を受け、所要事項の記載を受けること。

- (1) 焼骨を埋葬又は改葬しようとするとき、ただし埋蔵のときは火葬許可証を、改葬のときは改葬許可証を、改葬による埋蔵のときは墓地所在地の市町村長の改葬許可証を添えること。
- (2) 墓碑、墓誌、置台及び卒塔婆たてを新設又は改修等をしようとするとき。

2 次のような場合は、速やかに所定様式によりこの許可証の書替え又は再交付を受けること。

- (1) 使用权を継承するとき。
- (2) 本籍、住所の移動又は氏名の変更をしたとき。
- (3) 代理人を定め又は変更したとき。
- (4) この許可証を紛失又は汚損したとき

様式第4号（第4条関係）

### 墓所使用許可書再交付申請書

鏡石町長		年 月 日
	使用者	本籍 住所 氏名
	代理人	本籍 住所 氏名
下記の理由により墓所使用許可書を再交付して下さい。		
使用場所	第 号 区画	
申請の理由		
添付書類		

様式第5号（第7条関係）

### 墓所使用者代理人住所等変更届

鏡石町長		年 月 日	
	使用者	住所 氏名	
下記のとおり変更したいのでお届けします。			
使用場所	第 号 区画		
使用者	新	本籍	
		住所	
		氏名	
	旧	本籍	
		住所	
		氏名	
代理人	新	本籍	
		住所	
		氏名	
	旧	本籍	
		住所	
		氏名	
添付書類	戸籍謄本及び住民票謄本		

様式第6号（第9条関係）

### 墓所内工事着手届

鏡石町長		年 月 日	
使用者		住 所 氏 名	
下記のとおり工事に着手したいのでお届けします。			
工 事 場 所	第 号 区画		
工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 移転		
工作物の内容	<input type="checkbox"/> 墓碑 <input type="checkbox"/> 墓誌 <input type="checkbox"/> 置台 <input type="checkbox"/> 卒塔婆立て <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> カロート ）		
工事施工期間	年 月 日 から 年 月 日		
工事施工者	住所		
	氏名		
添 付 書 類	墓所使用許可書 工事設計図		
備 考	工事完成の上は、工事完成届を提出し検査を受けます。		

様式第7号（第9条第2項関係）

### 墓所内工事完成届

鏡石町長		年 月 日	
使用者		住 所 氏 名	
下記のとおり工事を完成したのでお届けします。			
工 事 場 所	第 号 区画		
工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 移転		
工作物の内容	<input type="checkbox"/> 墓碑 <input type="checkbox"/> 墓誌 <input type="checkbox"/> 置台 <input type="checkbox"/> 卒塔婆立て <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> カロート ）		
工事完成年月日	年 月 日		
備 考			

様式第8号（第10条関係）

## 埋 蔵 届

鏡石町長		年 月 日	
		使用者	本 籍 住 所 氏 名
下記のとおり埋蔵したいのでお届けします。			
使 用 場 所	第 号 区画		
埋 蔵 内 容	<input type="checkbox"/> 埋蔵	遺骨の氏名	
	<input type="checkbox"/> 改葬による埋蔵	使用者との関係	
添 付 書 類	火葬許可証又は改葬許可証		
備 考			

様式第9号（第13条第2項関係）

## 墓所使用料・管理料還付請求書

金		円也	
ただし、鏡石町町営墓地条例施行規則第13条の規定による還付金として			
使 用 場 所	第 号 区画		
許 可	年 月 日		
	第 号		
還 付 基 礎	既納使用料	円の80%の額	円
	既納管理料	円の80%の額	円
上記の還付金を請求します。			
鏡石町長		年 月 日	
		請求者	住 所
		(使用者)	氏 名

様式第10号（第14条関係）

### 墓所使用場所返還届

鏡石町長		年 月 日
届出人		本 籍 住 所 氏 名
次のとおり使用場所を返還したいのでお届けします。		
使 用 場 所	第 号 区画	
許 可	年 月 日	
	第 号	
返 還 理 由		

様式第11号（第15条関係）

### 墓所使用権承継届

鏡石町長		年 月 日
使用者		本 籍 住 所 氏 名
承継者		本 籍 住 所 氏 名
使用者との続柄（ ）		
承継者の住所が町外の場合は町内に住所を有する代理人		
代理人		本 籍 住 所 氏 名
次のとおり親族等の同意を得て、使用権を承継したいのでお届けします。		
なお、墓所使用権の承継については、今後、紛争が生じた場合は、当方にて解決することを誓約します。		
使 用 場 所	第 号 区画	
許 可	年 月 日	
	第 号	
承 継 理 由		
添 付 書 類	戸籍謄本及び住民票謄本	

墓所使用者台帳

使用場所	第 号 区画		年 月 日	新設・改修	年 月 日
	第 号	平方メートル			
許 可	第 号	年 月 日	墓碑等設置年月日	新設・改修	年 月 日
使用料	円 管理料	円			
使用者	氏 名	郵便番号	本 籍 / 住 所	電 話 番 号	備 考
			本籍 住所		
			本籍 住所		
			本籍 住所		
			本籍 住所		
			本籍 住所		
			本籍 住所		
			本籍 住所		
			本籍 住所		
代理人					
摘要					

様式第13号 (第16条関係)

## 墓 籍 簿

使用場所		第 号 区画	使用開始		年 月 日			
使用者住所		氏 名						
	本籍/住所 (又は父母の本籍/住所)	氏名 又は父母の氏名	生年月日	性別	年齢	死亡・死胎 の別	死亡又は分娩 の年月日	埋蔵・改葬の年月日
1	本籍 住所		年 月 日				年 月 日	埋蔵
	改葬者氏名 住所	死亡者と の続柄	墓地使用者 との関係			改葬場所		改葬 年 月 日
2	本籍 住所		年 月 日				年 月 日	埋蔵
	改葬者氏名 住所	死亡者と の続柄	墓地使用者 との関係			改葬場所		改葬 年 月 日
3	本籍 住所		年 月 日				年 月 日	埋蔵
	改葬者氏名 住所	死亡者と の続柄	墓地使用者 との関係			改葬場所		改葬 年 月 日
4	本籍 住所		年 月 日				年 月 日	埋蔵
	改葬者氏名 住所	死亡者と の続柄	墓地使用者 との関係			改葬場所		改葬 年 月 日
5	本籍 住所		年 月 日				年 月 日	埋蔵
	改葬者氏名 住所	死亡者と の続柄	墓地使用者 との関係			改葬場所		改葬 年 月 日
死亡者又は死胎								摘要